

JGAP ロゴマーク使用の細則

第 9 版



発 行 日 : 2019 年 6 月 14 日
運用開始日 : 2019 年 6 月 14 日

目次	ページ
目的	1
1. JGAP ロゴマークとは	1
2. JGAP認証プログラムロゴマーク	1
2.1 JGAP認証プログラムロゴマークの使用者	1
2.2 JGAP認証プログラムロゴマークの使用範囲	1
2.3 JGAP認証プログラムロゴマークの表示方法	1
2.4 JGAP認証プログラムロゴマークの発行手数料と使用料	2
2.5 JGAP認証プログラムロゴマークに関する報告義務	2
3. JGAP 認証農場ロゴマーク	2
3.1 JGAP認証農場ロゴマークの使用者	2
3.2 JGAP認証農場ロゴマークの使用範囲	2
3.3 JGAP認証農場ロゴマークの表示方法	2
3.4 JGAP認証農場ロゴマークの発行手数料と使用料	3
3.5 JGAP認証農場ロゴマークの申請手続き	3
3.6 JGAP 認証農場ロゴマークに関する報告義務	4
3.7 JGAP 認証農場ロゴマークの使用停止	4
4. JGAP農畜産物使用ロゴマーク	4
4.1 JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用者	4
4.2 JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用範囲	4
4.3 JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用方法	5
4.4 JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用条件	5
4.5 JGAP農畜産物使用ロゴマークの発行手数料と使用料	6
4.6 JGAP農畜産物使用ロゴマークの申請手続き	6
4.7 JGAP農畜産物使用ロゴマークに関する報告義務	6
5. JGAP指導員ロゴマーク	7
5.1 JGAP指導員ロゴマークの使用者	7
5.2 JGAP指導員ロゴマークの使用範囲	7
5.3 JGAP指導員ロゴマークの表示方法	7
5.4 JGAP指導員ロゴマークの発行手数料と使用料	7
5.5 JGAP指導員ロゴマークの発行方法	7
6. 認証機関ロゴマーク	8
6.1 認証機関ロゴマークの使用者	8
6.2 認証機関ロゴマークの使用範囲	8
6.3 認証機関ロゴマークの表示方法	8
6.4 認証機関ロゴマークの発行手数料と使用料	8

6.5 認証機関ロゴマークの発行方法	8
7. 不正使用への対応	8

目的

本細則は、一般財団法人日本GAP協会（以下、「協会」という）が商標権を持つJGAPロゴマークの使用者が従うべき事項について定める。

1. JGAPロゴマークとは

JGAPロゴマークには、JGAP認証プログラムロゴマーク、JGAP認証農場ロゴマーク、JGAP農畜産物使用ロゴマーク、JGAP指導員ロゴマーク、JGAP認証機関ロゴマークがあり、その商標権は、協会に帰属する。

2. JGAP認証プログラムロゴマーク

JGAP認証プログラムロゴマークは、持続可能性、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアに配慮した認証プログラムを表すロゴマーク。



2.1 JGAP認証プログラムロゴマークの使用者

協会および協会から使用許諾を得た者

2.2 JGAP認証プログラムロゴマークの使用範囲

- (1) 協会発行物
- (2) JGAP認証書
- (3) その他、協会から許諾を受けたもの

2.3 JGAP認証プログラムロゴマークの表示方法

2.3.1 JGAP認証プログラムロゴマークの色

提供された下記のファイルデータの色をそのまま使用しなければならない。ただし、白黒印刷することもできる。

- ・JPEG ファイル（提供された色）
- ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
- ・GIF ファイル（提供された色）

2.3.2 JGAP認証プログラムロゴマークの大きさ、デザイン

- (1) 縦横の比率、デザインを変更してはならない。
- (2) 拡大、縮小して表示することは可能である。

2.4 JGAP認証プログラムロゴマークの発行手数料と使用料

JGAP認証プログラムロゴマークの発行手数料と使用料は、無料とする。

2.5 JGAP 認証プログラムロゴマークに関する報告義務

- (1) JGAP 認証プログラムロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用状況および表示デザインについて、年1回、協会の指示に従い報告しなければならない。
- (2) 協会から使用方法について改善を要求された場合は、速やかに要求を満たすこと。

3. JGAP認証農場ロゴマーク

JGAP認証を取得した農場であること、あるいはその農場から出荷された認証農畜産物であることを表すロゴマーク。日本語版と英語版の2種類があり、表示は義務ではなく任意である。



3.1 JGAP認証農場ロゴマークの使用者

当細則に従い協会から使用許諾を得たJGAP認証農場・団体

3.2 JGAP認証農場ロゴマークの使用範囲

JGAP認証農場ロゴマークの使用範囲は協会から個別に許諾を受けた以下の範囲とする。

- (1) JGAP認証を取得した農場・団体から出荷された認証農畜産物とその包装・梱包資材
- (2) JGAP認証を取得した農場・団体に所属する者の名刺
- (3) JGAP認証を取得した農場・団体のウェブサイト、パンフレット、看板、展示会等で使用する説明パネル等の販促資材
- (4) その他、協会から使用許可を受けたもの

3.3 JGAP認証農場ロゴマークの表示方法

3.3.1 JGAP認証農場ロゴマークの色

- (1) 「JGAP認証農畜産物」の包装・梱包資材に表示する場合は、提供されたファイルデータの色を変更することができる。ただし、変更した色の表示デザイン案を協会に承認してもらう必要がある。
- (2) 名刺、農場・団体の看板、ウェブサイト、その他の販促資材に使用する場合は、提供された下記のファイルデータの色をそのまま使用しなければならない。ただし、白黒印刷すること

もできる。

- ・ JPEG ファイル（提供された色）
- ・ EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
- ・ GIF ファイル（提供された色）

3.3.2 JGAP認証農場ロゴマークの表示の条件

- (1) JGAP認証農場ロゴマークを表示するときは、認証農場・団体の名称（名前）を必ず併記しなければならない。ただし、認証農場・団体の名称については協会の個別の承認により通称、愛称等を利用することができる。JGAP認証農場ロゴマークは、認証農場・団体の名称（名前）を同時に見ることができる距離の範囲内で使用することを原則とする。なお、団体認証の場合は、農畜産物に団体の名称と団体に所属している農場の名前を両方表記することはできるが、農場名だけを単独で表記することはできない。必ず認証団体の名称を明記すること。
- (2) JGAP認証農場ロゴマークは消費者向け農畜産物ブランドではなく、その農畜産物を生産した農場・団体が導入している農場管理の手法を伝えるものである。従って、JGAP認証農場ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明をしてはならない。

3.3.3 JGAP認証農場ロゴマークの大きさ、デザイン、補足説明

- (1) 縦横の比率、デザイン、登録番号を変更してはならない。
- (2) 拡大、縮小することはできるが、農場・団体名や商品のブランド名よりも目立つように表示してはならない。また、視認性を確保するため、登録番号の数字はロゴマークと一体になっているので、数字が判別できないほど縮小してはならない。
- (3) JGAPについて説明する文言を併記する場合は、JGAP認証およびJGAP認証農場ロゴマークを適切に説明するものでなくてはならない。申請時に内容について協会から改善を要求された場合は、速やかに要求を満たさなければならない。

<説明文言の例>

「JGAP認証は、持続可能な農業経営に取り組む農場に与えられる認証です」

3.4 JGAP認証農場ロゴマークの発行手数料と使用料

- (1) 発行手数料は、10,000円（税抜）とする。
- (2) JGAP認証農場ロゴマークの使用料は、使用頻度に関わらず無料とする。

3.5 JGAP認証農場ロゴマークの申請手続き

- (1) 申請者は、JGAP認証農場ロゴマークの使用に先立ち所定の様式A1：「JGAP認証農場ロゴマーク 使用許諾申請書」に必要事項を記入・押印し、JGAP認証書の写しおよびデザイン案・説明文言案を添えて協会に提出する。
- (2) 協会は申請書受領後、デザイン案・説明文言案に問題がないことを確認し、ロゴマークデー

タを申請者に送付する。

- (3) 申請者は、申請内容・デザイン案・説明文言案に変更がある場合は、変更在先立ち協会に必ず報告し、承認を受けなければならない。

3.6 JGAP 認証農場ロゴマークに関する報告義務

- (1) JGAP 認証農場ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用状況および表示デザインについて、年 1 回、協会の指示に従い報告しなければならない。
- (2) 協会から使用方法について改善を要求された場合は、速やかに修正し、要求を満たすこと。
- (3) 協会からの報告指示に従わない場合、使用許諾あるいは認証の取消しを行うことがある。

3.7 JGAP 認証農場ロゴマークの使用停止

以下の場合、8.不正使用への対応が適用される。

- (1) JGAP 認証農場ロゴマークを使用している農場の JGAP 認証の有効期限が切れた場合
- (2) JGAP 認証農場ロゴマークを使用している商品が認証書記載の認証品目から外れた場合
- (3) 本細則に従わなかった場合

4. JGAP 農畜産物使用ロゴマーク

JGAP 認証農場で生産された農畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品(以下、「商品」という)であることを表すロゴマーク。日本語版は農産物と畜産物とに分かれる。表示は義務ではなく任意である。



登録番号 123456



登録番号 L123456



Reg.123456

4.1 JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用者

協会から使用許諾を得た JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用に責任を持つ者

4.2 JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用範囲

- (1) 商品の包装・梱包資材
- (2) 商品のウェブサイト、パンフレット等の販促資材

- (3) その他、協会から使用許可を受けたもの

4.3 JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用方法

4.3.1 JGAP農畜産物使用ロゴマークの色

- (1) 商品の包装・梱包資材に表示する場合は、提供されたファイルデータの色を変更することができる。ただし、変更した色の表示デザイン案を協会に承認してもらう必要がある。
- (2) 商品のウェブサイト、パンフレット等の販促資材に使用する場合は、提供された下記のファイルデータの色をそのまま使用しなければならない。ただし、白黒印刷することもできる。
- ・JPEGファイル（提供された色）
 - ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
 - ・GIF ファイル（提供された色）

4.3.2 JGAP農畜産物使用ロゴマークの大きさ、デザイン、補足説明

- (1) 縦横の比率、デザイン、登録番号を変更してはならない。
- (2) 拡大、縮小することはできるが、商品のブランド名、ブランドを示すロゴマークよりも目立つように表示してはならない。また、視認性を確保するため、登録番号の数字はロゴマークと一体になっているので、登録番号の数字が判別できないほど縮小してはならない。
- (3) JGAPについて説明する文言を併記する場合は、JGAP認証およびJGAP農畜産物使用ロゴマークを適切に説明するものでなくてはならない。内容について協会から改善を要求された場合は、速やかに要求を満たさなければならない。

<説明文言の例>

「JGAP認証は、持続可能な農業経営に取り組む農場に与えられる認証です」

4.4 JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用条件

- (1) 協会と JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用に関する契約を締結すること
- (2) JGAP 農畜産物使用ロゴマークの管理責任者を定め、責任体制を確立し、第三者に説明できる状態を保たなければならない
- (3) 商品の原材料のうち、どれが「認証農畜産物」であるか記載すること
※単一の原材料(香辛料、食品添加物を除く)の場合は記載しなくてもよい。

<記載例>

「この商品で使用している○○(米、緑茶、トマト、牛肉、卵)は、JGAP認証農場産です」

- (4) 前号で記載した農畜産物に、JGAP 認証農場以外で生産されたものが含まれないことを保証すること
- (5) 前号を保証するために、使用する「認証農畜産物」の識別方法、分別管理、トレーサビリティ等を確立し、第三者に説明できる状態を保たなければならない
- (6) 前号を証明する仕入・製造・出荷等の記録を保管しておくこと
- (7) JGAP 農畜産物使用ロゴマークの年間発行枚数を正確に把握し、記録しておくこと

- (8) JGAP 農畜産物使用ロゴマークの悪用、転用防止に努めること
- (9) JGAP 農畜産物使用ロゴマークに関する協会の確認・調査等を受け入れること

4.5 JGAP農畜産物使用ロゴマークの発行手数料と使用料

農畜産物使用ロゴマークの使用者は以下の料金を協会の請求に応じて支払うこと。

		協会会員以外	協会会員
発行手数料（初年度使用料を含む）		50,000円（税抜）	30,000円（税抜）
年間使用料(前年度の発行枚数による)			
年間発行枚数 (印刷・シール)	10万枚 未満	10,000円（税抜）	10,000円（税抜）
	10万枚 ～ 50万枚未満	30,000円（税抜）	20,000円（税抜）
	50万枚以上	50,000円（税抜）	30,000円（税抜）

※初年度とは契約日から翌年の契約月末日までとする。

4.6 JGAP農畜産物使用ロゴマークの申請手続き

- (1) 申請者は、JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に先立ち、協会が指定する申請書類に必要事項を記入・押印し、協会に提出する。
- (2) 協会は申請内容に問題がないことを確認後、契約書案を送付する。申請者は協会から送付された契約書案を確認し、修正が必要な場合は協会と協議する。修正が不要な場合、協会は契約書を作成する。
- (3) 申請者・協会は押印した契約書を取り交わす。
- (4) 協会は契約完了後、ロゴマークデータを申請者に送付する。
- (5) 申請内容・デザイン案・説明文言案に変更がある場合は、申請者は変更在先立ち協会が指定する書類を協会に提出し、承認を受けなければならない。
- (6) 使用契約は1年ごととし、継続する場合は、様式B4：「JGAP農畜産物使用ロゴマーク継続使用申請書」により許諾の有効期限までに継続を申請すること。

4.7 JGAP 農畜産物使用ロゴマークに関する報告義務

- (1) JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用状況および表示デザインについて、協会の指示に従い年1回、下記報告書類にて報告しなければならない。
 - ・様式 B3：「JGAP 農畜産物使用ロゴマークの使用状況に関する報告書」
- (2) 協会から使用方法について改善を要求された場合は、速やかに修正し、要求を満たすこと。
- (3) 協会からの報告指示に従わない場合、使用許諾あるいは認証の取消しを行うことがある。

5. JGAP指導員ロゴマーク

JGAP指導員であることを表すロゴマーク。表示は義務ではなく任意である。



5.1 JGAP指導員ロゴマークの使用者

JGAP指導員またはJGAP上級指導員の資格を維持している者

5.2 JGAP指導員ロゴマークの使用範囲

名刺（その他に使用したい場合は協会に許諾を得ること）

5.3 JGAP指導員ロゴマークの表示方法

(1) 色(下記の提供されたファイルデータの色)、縦横の比率、形などのデザインを変更してはならない。ただし、白黒印刷することはできる。

- ・JPEG ファイル（提供された色）
- ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
- ・GIF ファイル（提供された色）

(2) 拡大、縮小して表示することは認めるが、文字の視認性を確保すること。

（最小でも指導員ロゴマーク全体の高さ7mm以上を目安）

(3) JGAP指導員番号をロゴマークと同時に見ることが出来る範囲に必ず併記すること。

<登録番号の記載方法>

JGAP 指導員登録番号 00000（英語標記は「JGAP Trainer No.00000」）

JGAP 上級指導員登録番号 00000（英語標記は「JGAP Senior Trainer No.00000」）

※家畜・畜産物は番号の最初にLがつきます。

5.4 JGAP指導員ロゴマークの発行手数料と使用料

JGAP指導員ロゴマークの発行手数料と使用料は、無料とする。

5.5 JGAP指導員ロゴマークの発行方法

JGAP指導員ロゴマークのデジタルデータは指導員専用ホームページから各自ダウンロードして使用する。

6. 認証機関ロゴマーク（家畜・畜産物の認証機関のみ）

認定を受けたJGAP認証機関であることを表すロゴマーク。表示は義務ではなく任意である。



6.1 認証機関ロゴマークの使用者

認定された認証機関

6.2 認証機関ロゴマークの使用範囲

- (1) JGAP認証機関に所属し、JGAP認証に関与する者の名刺
- (2) JGAP認証機関のウェブサイト、パンフレット等の販促資材
- (3) その他、協会から使用許可を受けたもの

6.3 認証機関ロゴマークの表示方法

- (1) 色(下記の提供されたファイルデータの色)、形、登録番号などのデザイン、縦横の比率を変更してはならない。ただし、白黒印刷することはできる。
 - ・JPEG ファイル（提供された色）
 - ・EPSファイル（DIC2555 または C86 M0 Y100 K0）
 - ・GIF ファイル（提供された色）
- (2) 拡大、縮小して表示することは認めるが、文字の視認性を確保すること。

6.4 認証機関ロゴマークの発行手数料と使用料

認証機関の登録料に含まれる。

6.5 認証機関ロゴマークの発行方法

認証機関は認証機関ロゴマークの発行を使用に先立ち協会に申請する。

7. 不正使用への対応

JGAPロゴマークの不正使用が発覚した場合、協会はその者に対してJGAPロゴマークの使用許諾あるいは認証取消し、ならびに差し止め請求・損害賠償請求等の民事上および刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがある。



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <http://jgap.jp>